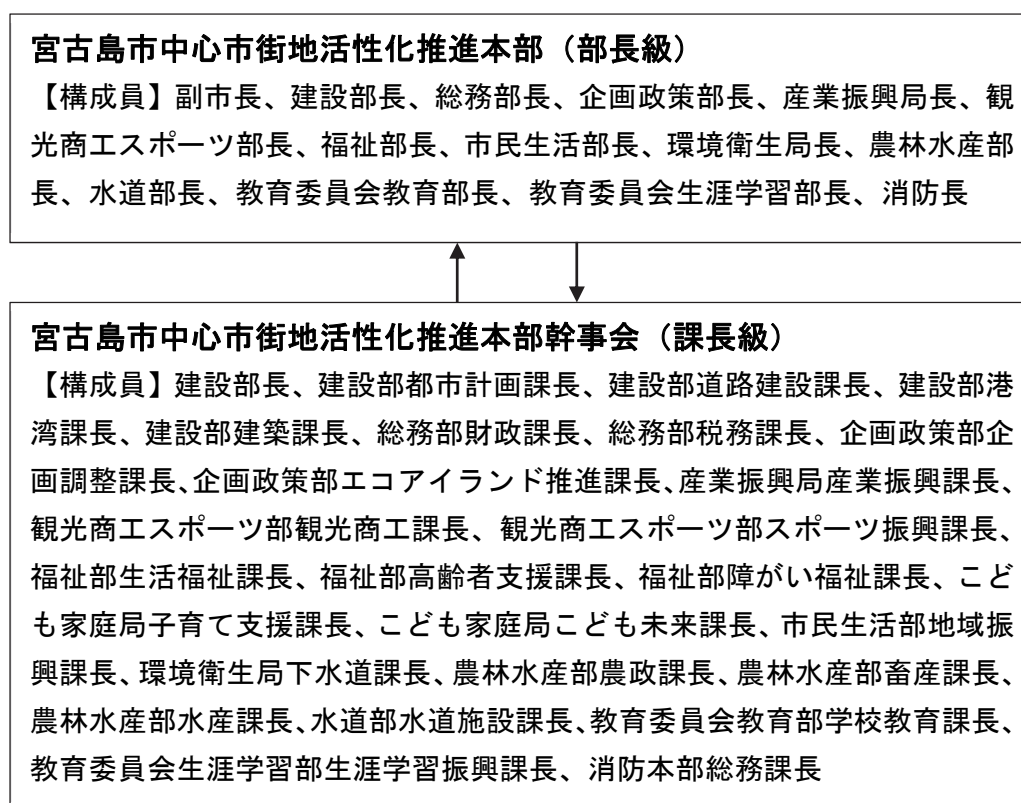


9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市の推進体制の整備等

(1) 庁内組織

本市では、中心市街地の活性化を庁内で総合的に推進するため、建設部都市計画課を事務局として、「推進本部」と「推進本部幹事会」を設置し、情報の共有化を図るとともに、計画の策定に必要な検討を行っている。



(2) 庁内の連絡調整のための会議等

①中心市街地活性化推進本部

・令和4年度に全1回、令和5年度に全1回、中心市街地活性化推進本部を開催した。

開催	開催日	議題
R4 第1回	令和5年2月14日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画策定に向けた検討状況 ・ 中心市街地の課題と対応事業について ・ 基本計画策定に向けた今後の検討事項
R5 第1回	令和5年11月28日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ これまでの検討経緯 ・ 中心市街地活性化基本計画方針について ・ 計画に位置付ける事業について ・ 中心市街地活性化基本計画（案）について

R 5 第 2 回	令和 6 年 2 月 29 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ これまでの検討経緯 ・ 中心市街地活性化基本計画（概要）について ・ パブリックコメントについて ・ 中心市街地活性化基本計画（案）について
--------------	------------------------	---

②中心市街地活性化推進本部幹事会

・ 令和 4 年度に全 1 回、令和 5 年度に全 1 回、中心市街地活性化推進本部幹事会を開催した。

開催	開催日	議題
R 4 第 1 回	令和 4 年 12 月 2 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 策定体制・スケジュールについて ・ 中心市街地活性化協議会準備会について ・ 住民アンケート調査（結果）について ・ 中心市街地に位置付ける事業について
R 5 第 1 回	令和 5 年 11 月 27 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ これまでの検討経緯 ・ 中心市街地活性化基本計画方針について ・ 計画に位置付ける事業について ・ 中心市街地活性化基本計画（案）について
R 5 第 2 回	令和 6 年 2 月 28 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ これまでの検討経緯 ・ 中心市街地活性化基本計画（概要）について ・ パブリックコメントについて ・ 中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 議会

○市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

時期	審議内容
令和 3 年 3 月 3 月定例会	<p>(質問要旨) 市街地の空洞化の課題解決について、平良庁舎の移転により人の流れがさま変わりしている。市街地の空洞化についての解決について答弁をもらいます。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 旧平良庁舎周辺の中心市街地については、市役所機能の移転などに伴い空洞化が懸念されており、市民や観光客が歩いて楽しめる本市の中心市街地にふさわしいまちづくりが求められております。このため、今後は市民をはじめ旅行者の満足度の向上及び宮古圏域の地域振興につなげることを目的とするみなとまち宮古再生プロジェクトの取組を核としまして、平良港やトゥリバー地区との連続性を高める市街地整備、それから各通り会が主体となった店舗、道路の修景整備などハード、ソフトの一体的整備を検討し、市街地の活性化に努めてまいります。</p>
令和 4 年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 宮古島市中心市街地活性化事業の目的について伺います。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 本市の中心市街地は、計画的なまちづくりや観光客などの増加により宮古島の中心地として栄えてきましたが、定住人口の減少や市役所の庁舎移転などもあり、にぎわいの減少や空洞化が懸念されているところでございます。そのため、中心市街地と市役所や平良港、それから宮古空港などとの連携を強化し、都市機能及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進す</p>

	<p>るため、宮古島市中心市街地活性化基本計画を策定し、魅力ある中心市街地づくりを推進してまいります。</p> <p>(質問要旨) 宮古島市中心市街地活性化事業において、平良庁舎周辺も含まれますが、平良庁舎の活用について現在の進捗状況をお聞かせください。</p> <p>(答弁要旨) <総務部長> 昨年12月に第1回利活用検討委員会を開催し、その中で売却以外の利活用の検討をとのご意見をいただきました。これまで事務局としましては個別施設計画に売却及び賃貸等の検討とある中で、維持管理費削減の観点から売却という方針を持っておりましたが、売却以外の利活用方法の検討とのご意見があったことを踏まえ、現在、同様の取組を行っている他市の状況を研究しながら、内容を整理しているところでございます。中心市街地活性化事業との関係でございますが、令和3年度に策定されました宮古島市都市計画マスタープランにおきまして、平良庁舎は中心市街地のにぎわい創出に寄与する機能の導入など、本市や中心市街地の振興に有効かつ必要な活用検討とございます。平良庁舎利活用の検討に当たりましては、中心市街地活性化事業の担当部署である都市計画課との連携を取りながら実施してまいりたいと思っております。</p>
<p>令和5年3月 3月定例会</p>	<p>(質問要旨) 市役所を核としたまちづくり、第1回中心市街地活性化推進本部会議では、中心市街地を対象地域とした旧平良庁舎や宮古島市公設市場などまで拡大して、その活性化に向けた基本計画を策定するとしております。その基本的な概要があればご説明ください。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 宮古島市中心市街地活性化基本計画は、市役所の移転や定住人口の減少など社会周辺環境の変化によりまして、中心市街地の空洞化、それからにぎわいの減少が懸念されていることから、中心市街地の活性化に寄与する施策及び事業の検討を行うものでございます。事業実施におきましては、内閣府の認定を受け、補助事業として事業実施できるよう計画を策定いたします。また、中心市街地の区域といたしましては、西里大通り、下里大通り、それから市場通り、マクラム通りを中心に、国際クルーズ拠点であります平良港、漲水地区、それから史跡や文化財が残る旧市街地の西仲宗根地区などの約87ヘクタールを範囲としております。また、今回の事業計画におきましては、西里大通り、下里大通り、市場通り、マクラム通り周辺で重点的に事業実施をしていきたいと考えております。</p>
<p>令和5年6月 6月定例会</p>	<p>(質問要旨) 本市では2月14日に宮古島市中心市街地活性化推進本部を設置して、平良庁舎や公設市場など、西里、下里などのエリアで活性化に向けた基本計画を策定するとしております。その計画の中に根間地区は入っていますか。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 宮古島市中心市街地活性化基本計画は、西里通り、下里通り、市場通り、マクラム通りを中心に、国際クルーズ拠点である漲水地区、史跡や文化財が残る西仲宗根地区など約87ヘクタールの範囲となっております。根間地区も含まれております。</p> <p>(質問要旨) 根間地区に関しましては、御嶽を北から南に移した経緯があるが、開発が長引いている。整備方針、めどがあればお聞かせください。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 現時点では、具体的な日程は決まっておりませんが、早急に整備するよう努めてまいります。</p> <p>(質問要旨)</p>

	<p>空き地の目立つ現状ですが、周辺の飲食業経営者の皆さんから相談をいただきました。市の具体的な整備方針が決定するまで駐車場として利用することは可能なのか。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 根間公園整備箇所は現在更地の状態でありまして、駐車場として利用できないかのご意見もあります。公園整備予定地としては、補助金を活用して土地を購入していることから、駐車場としての利用は目的外となります。今後早期に公園の整備ができるよう、用地の解決に向けて引き続き事業を進めてまいります。</p> <p>(質問要旨) 宮古島市における都市計画で、商業地域には宅地が多く商業地域とは程遠い状況があります。用途地域などの変更、あるいは白地においても有効な土地利用をするために制限を緩和するようなことはできないか、当局の見解を伺います。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 本市における商業地内には、古くからの住宅も存在し、建蔽率、容積率が十分に活用されていないケースも散見されますが、商業地域には利便性の高い地域である反面、風俗営業、深夜営業が可能になるなど、周辺に与える影響が大きい施設も立地可能になるため、区域を拡大する場合でもその区域住民だけでなく、周辺住民との合意形成も必要になります。これらを踏まえ、現在宮古島市中心市街地活性化基本計画の検討を行っていることから、商業地の活性化の取組を議論して進めてまいります。</p>
<p>令和5年9月 9月定例会</p>	<p>(質問要旨) 宮古島市公設市場の今後について伺います。公設市場に隣接している下里通り、市場通りには土産店や飲食店も増え、観光客の往来も増えております。地元の方はもちろん、観光客にも親しまれる施設に変えていく検討も必要だと考えますが、今後について当局の考えを伺います。</p> <p>(答弁要旨) <観光商工スポーツ部長> 宮古島市公設市場は、地産地消の推進と市民の消費生活の利便性の向上及び地域の活性化を図るため、農産物、水産物及びその他の食料品等を販売する店舗に供する施設として設置されております。しかしながら、郊外への大型スーパーの進出などにより、市場としての存在感が薄れていることは認識しているところでございます。一方では、国内外の観光客の増加に伴い、市街地の中心施設として新たな役割が求められているとも考えております。今年度の市場活性化の取組としまして、宮古総合実業高校に依頼して、木製のテーブルと椅子を製作していただきました。そのテーブルと椅子を利用して、青空市場のスペースを活用した、観光客や市民が飲食をしながら憩える環境を徐々に整えてまいりたいというふうに考えております。また、今後施設の活性化を進める施策としまして、市場機能の廃止や指定管理者制度の導入も検討していく必要があるというふうに考えております。市民や観光客の憩いの場として親しまれるような施設にするよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(質問要旨) 西里通りは宮古島で一番にぎわいのある地域であり、整備については最も優先順位は高いと思います。これは、平成19年頃、沖縄県宮古支庁土木建築課が西里通り整備の道路整備可能性調査結果として商店街振興組合に4つの整備方針を示しました。1車線歩車共存道路、いわゆるコミュニティ道路での整備方法が補助採択基準である費用対効果の基準を最も満たしているとの調査結果を報告しております。説明を受け、市や商店街組合もコミュニティ道路での整備でおおむね了解したものと思っております。あれからもう十五、六年になります。整備計画、順調に進んでおります</p>

	<p>か。お伺いします。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 管理者である県に確認したところ、整備計画については現在のところありませんという回答がありました。しかしながら、現在作成中の宮古島市中心市街地活性化基本計画の中で、西里通りを含む3通りを中心として、にぎわいのある商業環境を形成することを地域づくりの将来像の一つとしておりますので、これらの実現に向けて西里通りは重要な役割を担っているものと考えております。このことから、当路線の移管については引き続き県と協議を行い、検討を進めてまいります。</p> <p>(質問要旨) 整備方針につきましては、これまで一貫して宮古島市はコミュニティ道路での整備とずっと申しておりますが、現在もその整備方針、コミュニティ道路での整備を進めていくのかどうか、よろしくお願ひします。</p> <p>(答弁要旨) <建設部長> 整備方針につきましては、平成24年3月にコミュニティ道路での整備が有力ということで回答を行っておりますが、このことは10年前の回答であり、当時と現在では状況や要望に変化があると考えております。宮古島市中心市街地活性化基本計画の策定においては、今般組織した中心市街地活性化協議会の意見を聞く必要があり、当該協議会には3通り会の代表も含まれておりますので、引き続き意見交換を行いながら、整備方針も含め検討を進めてまいります。</p>
--	--

(4) 中心市街地活性化に向けた市民・事業者等の検討状況

①事業者ワーキング

中心市街地活性化協議会の運営と並行して、協議会の下部組織として具体の事業実施の担い手となる事業者組織の育成を図ることを目的としたワーキングを実施した。

■出席者

出席者	宮古島商工会議所
事務局	宮古島市役所 建設部 都市計画課

■開催実績

開催	開催日	議題
第1回	令和5年1月23日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPOの定款変更の進捗について ・ 商工会議所による実施予定事業について ・ 今後取り組んでいきたい事業について ・ 中心市街地の区域について
第2回	令和5年2月3日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPOの定款変更の進捗について ・ 第1回ワーキングの議事確認 ・ 今後取り組んでいきたい事業について
第3回	令和5年2月15日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回推進本部会議の報告 ・ 規約案の改定について ・ 第2回準備会に向けて
第4回	令和5年3月24日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の検討(たたき台の作成) ・ 第3回協議会準備会の内容調整
第5回	令和5年9月25日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者WGや協議会で提案された民間中心の事業の整理

【2】 中心市街地活性化協議会に関する事項

（1）協議会の概要（設立日、部会等を含む組織・体制、役割等）

令和5年7月5日に宮古島市中心市街地活性化協議会が設立された。

協議会は、事務局を宮古島市内（特定非営利活動法人美ぎ島宮古島）に置く。

協議会では、中心市街地活性化基本計画についての意見提出、中心市街地活性化に関する事業の実施及び調整、関係者相互の意見及び情報の交換、調査研究の実施、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施に係る協議を行うことを目的とする。

（2）構成員

協議会は、宮古島商工会議所、中心市街地整備推進機構、中心市街地の活性化に関する法律第15条第4項及びに規定する者等で構成する。

<宮古島市中心市街地活性化協議会構成員>

区分	法令根拠	所属団体
都市機能の増進	法第15条第1項第1号イ	NPO 美ぎ島宮古島（中心市街地整備推進機構）
経済活力の向上	法第15条第1項第2号イ	宮古島商工会議所
市町村	法第15条第4項第3号	宮古島市建設部 宮古島市企画政策部 宮古島市総務部 宮古島市観光商工スポーツ部 宮古島市環境衛生局
関係行政機関等	法第15条第7項	沖縄総合事務局 平良港湾事務所
関係行政機関等	法第15条第7項	沖縄県宮古土木事務所
地域経済	法第15条第8項	一般社団法人宮古島観光協会
地域経済	法第15条第8項	一般社団法人宮古島青年会議所
地域経済	法第15条第8項	沖縄振興開発金融公庫 宮古支店
商業活性化	法第15条第4項第1号	西里大通り商店街振興組合
商業活性化	法第15条第4項第1号	下里通りハイビスカス通り会
商業活性化	法第15条第4項第1号	宮古市場通り商店街振興組合
商業活性化	法第15条第4項第1号	宮古島調理師会
商業活性化	法第15条第4項第1号	宮古島社交飲食業生活衛生同業協会
商業活性化	法第15条第4項第2号	沖縄県飲食業生活衛生同業組合 宮古支部

（3）開催状況（開催日、議題、議事概要、議決状況等）

①準備会

令和4年度に全3回、令和5年度に全1回、宮古島市中心市街地活性化協議会の設立に向けた準備会を開催した。

開催	開催日	議題
第1回	令和4年9月29日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画の役割と宮古島の計画概要 ・ 宮古島市中心市街地活性化協議会のあり方について ・ 今後の流れ
第2回	令和5年2月27日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の構成（規約、協議会名簿、機構の状況） ・ 地区内のプロジェクトについて ・ 今後のスケジュール
第3回	令和5年3月29日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容について ・ 今後の取組について
第4回	令和5年4月21日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の発足に向けて ・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画の方向性について

②協議会

令和5年度に全3回、宮古島市中心市街地活性化協議会を開催した。

開催	開催日	議題
第1回	令和5年7月5日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画について ・ 宮古島市中心市街地活性化協議会について ・ 市街地活性化に係る行政計画について ・ 宮古島市まちづくり株式会社（仮称）の設立に向けた協議
第2回	令和5年11月2日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化協議会について ・ 中心市街地活性化事業の整理 ・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）について
第3回	令和5年12月8日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）について

(4) 法第15条各項の規定に適合していること

第1項第1号イの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、中心市街地整備推進機構「NPO美ぎ島宮古島」を組織の構成員としている。

(5) 基本計画の作成に際して協議会から意見を聴いたことがわかる資料（意見書等）

令和5年12月8日

宮古島市長

座喜味 一幸 様

宮古島市中心市街地活性化協議会

会長 根路銘 康文

宮古島市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

宮古島市中心市街地活性化協議会は、宮古島市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画」という)に掲げる事項について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、基本計画に対する意見書を次のとおり提出します。

1. 意見

基本計画(案)は、これまでの協議内容を踏まえたものであり、かつ実効性の確保が図られると認められることから、本市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当と判断します。

本計画では、『高揚感と活気のあるまち “ひと+まち+みなど”賑わい繋ぐまちづくり』を目指す中心市街地の都市像とし、

- ・ 『中心市街地とみなどまちの連携による満足度の高い交流機会の提供』
- ・ 『訪れやすく、多彩なサービスを心地よく楽しめる商業空間の形成』
- ・ 『誰もが住みやすく、安全・快適で利便性の高い居住空間の整備』

の3つを基本方針に掲げております。

現在、国際的な観光・リゾート都市として発展している本市の地域性を鑑み、中心市街地活性化の実現に向けて官・民が一体となって各事業を円滑かつ着実に実施されるよう特段の配慮をお願いします。

2. 付帯事項

- (1) 基本計画(案)では、5年間という事業期間と数値目標を設定されていることから、事業主体による各事業の実施スケジュールに沿った確実な実施が重要であると認識しています。つきましては、事業計画の進捗状況・成果については引き続き検証し、必要に応じて事業内容の見直しを検討していきますので、ご協力をお願いします。
- (2) 中心市街地活性化は、今回の計画期間のような短い期間で完了するものではないため、長期的な視点に立ち、質の高いまちなみの整備や居住環境の改善などにも取り組んでいただきますようお願いいたします。
- (3) 「みなとまち宮古再生プロジェクト」については、本計画を推進していく上で非常に重要な事業となるので、本計画と並行して着実に取り組みを進めていただきますようお願いいたします。
- (4) 本計画に未記載の事業及び今後検討される事業に対して、活性化の効果が期待できる場合は、随時基本計画の調整・変更を行うなど、柔軟な対応をお願いします。
- (5) 国の基本計画認定後も、官民一体となった市街地活性化の取り組みを目指すため、引き続き国等と連携し協議会に対しての強力な支援をお願いします。

(6) 協議会の規約

宮古島市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、宮古島市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は事務所を、宮古島市内（特定非営利活動法人美ぎ島宮古島）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- (1) 宮古島市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画（以下「基本計画」という。）並びにその実施に関する必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 中心市街地の活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 宮古島商工会議所
 - (2) 中心市街地整備推進機構
 - (3) 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第4項及び第6項に規定する者
 - (4) 前項に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者。
- 2 前項の申し出により構成員となった者は、前項に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、構成員の資格を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人、副会長1人を置き、構成員の中から選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会等の設置)

第6条 協議会の重要な意思決定を行うため、「総会」を設置する。

- 2 中心市街地の活性化に関する事項について、専門的に研究・検討するため、「専門部会」を設置することができる。

(総会)

第7条 総会の掌握事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 予算の制定
- (3) 会長及び副会長の選任

(4) 構成員の入会及び退会

(5) その他協議会の運営や中心市街地の活性化に関して、重要と認められる事項

2 総会は、全ての構成員を委員とする。

3 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

4 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 総会の審議は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 専門部会の掌握事項は、協議会の目的に関する事項を専門的に研究・検討をすることであり、協議会において指定するものとする。

2 専門部会は、協議会が指名した者をもって充てる。

3 専門部会は、活動状況を協議会に報告する。

4 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第9条 事務局は、特定非営利活動法人美ぎ島宮古島とし、庶務を処理する。

(協議結果の尊重)

第10条 構成員は、総会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金、運営協力金、負担金その他収入によるものとする。

(運営協力金)

第12条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者又は個人が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

(監査)

第13条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、総会の同意を得て、会長が選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長並びに構成員に報告しなければならない。

(財務)

第14条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、宮古島市中心市街地活性化協議会 設立総会の日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①「宮古島市中心市街地活性化基本計画」策定のためのアンケート調査

中心市街地に対する市民の来訪状況（来訪頻度、交通手段、滞在時間、目的）、普段よく行く買物先、中心市街地の印象、中心市街地の理想の将来像、中心市街地の活性化に必要と思われる取組について把握し、中心市街地での滞在時間の短さや買物の魅力への高いニーズなどが明らかとなった。

- 調査期間：令和4年9月28日（水）～10月14日（金）
- 調査方法：調査票の郵送配布、WEB回答
- 調査対象者：満18歳以上の市民
- 発送数：2,000通＋宮古島市HPにおいてWEB回答用のURLを公開
- 回収数：807通（うち郵送回収499通、WEB回収305通）
- 回収率：40.4%（参考値）

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメント

「宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）」を公表するとともに、市民から広く意見を募るパブリックコメントを実施した。

- 意見募集期間：令和6年1月12日（金）～1月26日（金）
- 意見提出件数：30件（6人）

<主な意見>

- ・エリア内の宿泊施設数・収容人数の把握は重要と思われる。
- ・観光消費額が市内の産業として大きなウェイトを占めている事、また観光客の消費をより伸ばすための中心市街地活性化の施策が求められるものと思われる。
- ・旧平良庁舎の利活用が、目標値に加味されていないのは目標設定が適切でないと思われる。
- ・今後バスの利便性を向上させ、バス利用者を増やす取組を行わなければ、サステナブルな観光地として生き残れない。そのような時代の潮流の中、目標設定が低すぎると感じる。
- ・西里通りにおける、歩きながらの喫煙、分煙等の対策やタバコのポイ捨てを減らす取り組みも必要。
- ・バリアフリー化が、高齢化の進む中心市街地においては必要だと考える。凱旋通りの歩道環境改善や防犯灯の設置を希望する。
- ・下地島空港についての記述がない。
- ・中心市街地に”駐車場”ではなく、”バスターミナル”を整備するのが理にかなった施策ではないか。
- ・現状の宮古島を考えると、中心市街地の充実化を優先するべきであり、旧平良庁舎の利活用にて、観光客の全員が向かいたくなるような「圧倒的に賑わう施設」を実現させたい。
- ・「西里大通り」については、「歩行者天国」とし、昼も夜も歩きやすい安全な道にするべきである。無電柱化・街路灯整備、タイル・レンガ舗装、緑化等歩くことが楽しく気持ちよく、魅力的な街並みにしたい。
- ・中心市街地を活性化させる必要性は？分散活性化ではいけないのか？
- ・クルーズ客に比べ航空来島客が宿泊を含め圧倒している力を中心市街地の活性化策に結び付けられないのは片手落ちではないか。
- ・中心市街地がなぜ賑わいを失っているのかの根本原因を明示していない。根本原因を明示しないままの課題提示は曖昧な言葉（魅力）の羅列になる。
- ・基準値に比べ目標値が低位設定なので基本計画の真意が問われる。